

ボナプール楽生苑 宿泊約款

(本約款の適用)

第1条 当ホテルが宿泊者との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

・当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じることができます。

(宿泊契約の申し込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者の住所、氏名および電話番号。
- (2) 宿泊、到着予定時刻、申込者の電話番号および氏名。
- (3) その他当ホテルが必要と認めた事項。

・宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し入れがなされた時点で、新たな宿泊契約の申込があったものとして処理いたします。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。

- ・当ホテルは、宿泊契約が成立したときに、期限を定めて、宿泊期間(宿泊期間が2日間を超える場合は3日分)の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあり、この場合、当ホテルが定めた期限までに当該予約金をお支払いいただきます。
- ・前項の予約金は、第5条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があるときは、これを返還します。

(宿泊契約締結の拒絶)

第4条 当ホテルは、次の場合には、宿泊契約の締結をお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないものであるとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める指定暴力団および指定暴力団連合またはその構成員、関係者、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であると認められるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、反社会的勢力が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、法人その他の団体であり、その役員または理事のうちに反社会的勢力に該当する者がいるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、伝染病に罹患していると明らかに認められるとき。
- (8) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (10) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。
- (11) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (12) 宿泊しようとする者が、当ホテルの役員または従業員等による業務遂行に対して支障を及ぼす言動をしたとき。
- (13) 宿泊しようとする者が、危険物(ストーブ等の火器、石油類)、法令上所持もしくは使用が禁止される薬物または人体に有害な物品を持ちこむおそれがあると認められるとき。
- (14) 宿泊しようとする者が、過去に第6条第1項第1号、4号または5号の適用を受けた者であるとき。
- (15) その他、正当な理由のあるとき。

(宿泊者による宿泊契約の解除)

第 5 条 当ホテルは、宿泊契約の申込者が、宿泊契約の全部または一部を解除したときは、別表1に掲げるところにより違約金を申し受けます。

- ・当ホテルは、宿泊者が事前の連絡なく宿泊日の夜18時(あらかじめ到着予定時刻が明示されていた場合は、当該時刻の2時間後)を経過しても到着しないときは、申込者により宿泊契約が解除されたものとみなし、処理することがあります。
- ・前項の場合において、宿泊者が事前の連絡なく宿泊日の夜18時(あらかじめ到着予定時刻が明示されていた場合は、当該時刻の2時間後)を経過しても到着しなかったことが、列車、航空機等その他の公共の交通機関の遅延その他の宿泊者の責に帰さない理由によるものであることが証明されたときは、第1項の違約金は頂きません。

(当ホテルによる宿泊契約の解除)

第 6 条 当ホテルは、次の場合には宿泊契約を解除することができます。

- (1) 第4条第3号から第15号までに該当することとなったとき。
 - (2) 第2条第1項各号規定の各事項を申し出ていただけないとき。
 - (3) 第3条の予約金のお支払いを請求した場合において、期限までにそのお支払いがないとき。
 - (4) 当ホテルの承認を得ずに宿泊者以外の者を客室内に入れたとき。
 - (5) ベッドでの寝煙草、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則における禁止事項に従わないとき。
- ・当ホテルは、前項の規定により宿泊契約を解除した場合において、すでに収受した予約金があるときは、当該予約金から宿泊契約解除までの宿泊料金を控除した残額を返還します。

(宿泊の登録)

第 7 条 宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を当ホテルに登録してください。

- (1) 第2条第1項第1号の事項。
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日(旅券の写しを頂きます。ただし、日本国内に住所を有する場合はこの限りではありません。)
- (3) 出発日。
- (4) その他、当ホテルが必要と認めた事項。

(チェックイン・チェックアウトタイム)

第 8 条 宿泊者が当ホテルに入館いただける時刻(チェックインタイム)は午後16時から21時とし、また当ホテルより退館いただく時刻(チェックアウトタイム)は午前10時とします。

- ・午前10時から午後15時までの時間帯は、客室清掃時間となりますので、2日以上連泊される宿泊者は、原則として、当該時間帯には客室内に立入ることができません。ただし、当ホテルが宿泊者より客室の清掃は不要であると承った場合は、午前10時から午後15時までの時間帯も客室にご滞在いただくことができます。尚、貴重品はご自身で管理していただき、その紛失や毀損等について当ホテルは責任を負担しません。
- ・出発日の午前10時を越えて当ホテルに滞在される場合には、宿泊料金の100%をお支払いいただきます(延長または延泊をご希望の宿泊者は、チェックアウトタイムまでにフロントへその旨をお申し入れいただき、当ホテルが承諾した場合には、延長や延泊が可能となります。この場合の延長料金または延泊料金は、当ホテルが延長または延泊を承諾したときにお支払いいただきます。)
- ・前各項にかかわらず、当ホテルは、チェックインタイムおよびチェックアウトタイムを変更する場合があります。

(料金の支払い)

第 9 条 宿泊料金は、宿泊者がチェックインのときまでに当ホテルのフロントにおいてお支払いください。

- ・宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金の返還はいたしません。

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊者は、当ホテル内においては、当ホテルの定める利用規則に従っていただきます。



(当ホテルの責任)

第11条 当ホテルの宿泊契約に基づく責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行ったとき、または客室に入ったときのうち、いずれか早い時期に始まり、宿泊者が出発するために客室を退出したときに終了します。

・当ホテルの責に帰すべき理由により、宿泊者に客室を提供することができなくなったときは、天災その他やむを得ない理由によって他の宿泊施設を提供することが困難な場合を除き、その宿泊者に他の宿泊施設を斡旋します。

この場合において、客室の提供ができない日の斡旋先の宿泊施設の1泊分の宿泊料金が当ホテル予約時における当ホテルの1泊分の宿泊料金を上回るときは、当ホテルがその差額をお支払いいたします。

(物品の免責)

第12条 宿泊者が当ホテル内にお持ち込みになった物品のうち、当ホテルに故意または重大な過失がない限り、その滅失、毀損等の損害が生じても、当ホテルは責任を負いません。

(手荷物または携帯品の保管)

第13条 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊者がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

・宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合は、発見日を含めて7日間当ホテルにて保管し、その後貴重品については最寄りの警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます。また、飲食物および雑誌に関しては、発見日のみ保管し、発見日経過後は処分させていただきます。

(駐車場の責任)

第14条 宿泊者が敷地内の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは駐車場の場所をお貸しするものであって、駐車された車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意または重大な過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊者の責任)

第15条 宿泊者の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当ホテルは、当該宿泊者に対し、その損害の賠償を請求できるものとします。

(専属的合意管轄および準拠法)

第16条 本約款に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの本店所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。



利用規則

ホテルの公共性とお客様の安全かつ快適なご宿泊を確保するため、当ホテルをご利用のお客様には、宿泊約款第10条に基づき、下記の規則をお守りいただくことになっております。この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第6条により宿泊契約を解除いたします。

- (1) 客室を許可なく宿泊以外の目的に使用しないでください。
- (2) 客室を許可なく転貸しないでください。
- (3) 客室やシェアキッチン・ドリンクスペースを事務所、営業所がわりに使用しないでください。
- (4) 館内で暖房用、炊事用の火器およびプレス用のアイロン等の火気を発するおそれのあるものを使用しないでください。
ただし、当ホテルがお客様にご利用いただくために設置しているものはこの限りではありません。
- (5) 火災防止の為、ベッドその他火災の発生しやすい場所および当ホテル所定の場所以外で喫煙しないでください。
- (6) 館内および客室内で高声、放歌または喧騒な行為等で、他のお客様に嫌悪感を与えたり迷惑を及ぼしたりしないでください。
- (7) 館内に次のようなものを持ち込まないでください。
 - ① 悪臭を発するもの
 - ② 火薬や揮発油など、発火または引火しやすいもの
 - ③ 適法に所持を許可されていない銃砲、刀剣類または薬物等の物品
 - ④ その他、他のお客様の安全性または快適性を損なう可能性があるとおホテルが認めたもの
- (8) 館内で賭博等の公序良俗に反するような行為をしないでください。
- (9) 宿泊者以外の第三者を客室内に招かないでください。
- (10) 館内の諸設備、諸物品をその目的以外の用途に充てないでください。
- (11) 館内の諸物品を当ホテルの外へ持ち出したり、館内のほかの場所に移動しないでください。
- (12) 当ホテルの建築物や館内の諸設備に物を取り付けたり、他の場所に移動しないでください。
- (13) 当ホテルの外観を損なうような品物を窓等に掲示しないでください。
- (14) 館内で他のお客様に対して広告物の配布、物品の販売、寄付や署名の募集等の行為を行わないでください。
- (15) ご宿泊日数を変更される場合は、ホテルフロントに予めご連絡ください。
- (16) ご宿泊日数を延長される場合は、延長にかかる宿泊料金を、宿泊延長の申込時にお支払いください。
- (17) 泥酔者は当ホテルの客室内のお風呂のご利用をお断りいたします。
- (18) 貴重品や高価な物品は、客室内に放置せずに、必ず身につけてお出かけください。
- (19) 次に掲げる組織、個人については、当ホテル内諸施設のご利用をお断りいたします。
 - ① 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める指定暴力団および指定暴力団連合またはその構成員、関係者、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）
 - ② 反社会的勢力が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者
 - ③ 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧の不当要求またはこれに類する行為を行ったと認められる場合
 - ④ 心神耗弱、薬物等による自己喪失等によりご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある者
 - ⑤ 当ホテルの利用規則の違反について、当ホテルより注意を受けたにもかかわらず直ちにその行為を止めなかった者

別表1

違約金（第5条第1項関係）

宿泊日	不泊・当日	前日	2日前	3日前
キャンセルポリシー	100%	50%	30%	30%

表中の％は、宿泊契約成立時に確定した宿泊料金に対する比率を示します。違約金額は、宿泊契約が解除された客室・食事に対応する宿泊料金総額に、解除された日時に応じて決定される上記表記載の比率を乗じた金額となります。

